

平成28年第12回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成28年12月26日（月） 13時32分開会
14時50分開会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中原 英樹
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前薊 佳生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第47号 指宿市教育委員会公印規則の一部改正について
 - ・ 日程第2 議案第48号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
 - ・ 日程第3 報告第19号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）教育費の決定について
 - ・ 日程第4 報告第20号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第14号）教育費の決定について
 - ・ 日程第5 報告第21号 平成28年度鹿児島県教職員人事異動内申について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成28年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席ですので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回会議録の承認です。

平成28年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を西職務代行者にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別資料を準備してありますので、ご覧ください。

11月26日から27日に、北見市におきましてアジア国際子ども映画祭が開催され、事務局から引率で参加していただきました。今回は、玉龍高校が2点。それから、川内中央中学校から1点。残念ながら、本市からはノミネートはなかったところでございます。玉龍高校の作品が、特別賞を頂いたという報告を受けております。

それから、12月5日から一週間、夢の教室ということで今年2回目になりますが、市内の5年生を対象にした夢教室が実施されました。裏面を見ていただきますと、そこにスケジュールが書いてございます。今回は、プロサッカーの選手、バレーボール選手、ゴルファー、シンクロナの選手、プロ野球の選手、こういう方々をお呼びして、交流活動と講話をいただいたところです。感想文等も読ませていただきましたけれども、子どもたちがそれぞれに印象に残る言葉を書いたり、または今後、頑張ること等の決意表明や、意志を固めたりなど、夢に繋がっていく活動がなされたと思っております。

次に、第4回指宿市議会が開催されました。一般質問が12月15・16・19日の3日間ございました。吉村重則議員、白山正志議員、前原六則議員、恒吉太吾議員、外菌幸吉議員から、そこに書いてありますような内容の質問があったところでございます。今後、取り組むこともござ

いますので、いろいろ相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

下の方に二重丸で示してありますが、「開聞地域における小中学校の再編に関し慎重な対応と幅広い情報提供を求める陳情書」が出されて、採択されたところでございます。陳情書の写しにつきましては、先ほどの教育長報告の資料の2枚目に添付してございます。これまで取り組んできて、事務局としては一生懸命取り組んだつもりですが、まだ説明等が不十分だったという指摘もあったところでございます。お目通しいただいて、ご意見等がありましたら、また出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから5番目に、人吉市の子ども会と交歓会ということで、12月17日の土曜日から18日まで、人吉の方に社会教育課と市子連の役員の皆さん方で、交歓会をしていただきました。2年に1回、行ったり来たりの交歓会でございますが、今回は夏場に、熊本地震の関係で実施できなかったのもので、冬の交流会になったわけです。また夏とは違う活動メニュー等もあって、有意義な交歓会ができたという報告をいただきました。

そこに書いてはございませんが、12月23日から26日まで千歳市との交流。冬の交流が計画されて、23日に出発しましたが、北海道が50年ぶりの大雪ということで、飛行機の欠航で羽田までは行ったのですが、その先は行けずに帰ってきました。結果として交流ができなかったところでございます。夏の交流は指宿市に迎えて、計画どおり実施いたしました。

以上が教育長報告でございます。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の日程第5については、人事に関する案件でありますので、非公開での扱いとし、日程第1から第4までは、公開で行いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。日程第1 議案第47号「指宿市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第1 議案第47号 指宿市教育委員会公印規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市教育委員会公印規則の一部を改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。今回の規則の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、平成27年4月1日から施行された改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「教育長の職務代理は、教育委員会の事務局職員

ではなく、他の教育委員がその職務を行う。」と規定されたことから、事務局職員が教育長の職務代行を務める必要がなくなりました。

このことから、公印規則に規定してある「教育長職務代行者印」を削除するとともに、教育長の職務代理者が教育長の「公印」を使用できるようにしようとするものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

第2条で教育長職務代行者印を削除し、第4条で職務代理者が教育長印を使用できるように改正しております。また、第3条関係で10ページの別表4段目、教育長職務代行者の項を削除し改めることとしております。なお、この規則は、公布の日から施行いたします。

また、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条は、教育長の職務と職務代理者に関する規定となっていることから、今回の公印規則の一部改正に併せて、職務代行者を職務代理者へ改め、西委員の役職名を西職務代理者といたしたいところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

それでは、休憩前に続いて会議を続行いたします。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 議案第47号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1 議案第47号については、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第2 議案第48号「指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第2 議案第48号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案のご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別紙のとおり承認を得たいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定に基づき議決を求めらるるものであります。

別冊の「資料2」の6ページをお開きください。

外部評価委員会設置の根拠法令であります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条を抜粋しておりますが、第26条第1項では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されております。このようなことから、指宿市教育委員会も平成21年度から事務事業評価制度を導入しており、本年度は5事業の点検・評価を行っております。

評価方法につきましては、7月の定例教育委員会でご説明いたしましたが、事務事業に対して担当課が自己評価をしたものについて、外部評価委員5人の皆様から意見・提言等をいただいておりますので、これに基づき最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき、その結果を踏まえ、次年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検・評価を行った事業につきましては、各担当課長等が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

(前室長)

それでは、教育総務課学校整備室の評価対象事業について、ご説明いたします。

20ページの「事務事業の点検・評価の内容及び結果」と、資料1「平成28年度教育委員会の事務の点検・評価 事務事業評価シート」、資料2「外部評価委員の意見・提言」を配布しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

資料1の1ページをお開きください。

教育総務課学校整備室では、「体育館の非構造部材の耐震化事業」を事務事業の評価対象としたところです。校舎や体育館の構造体の耐震化は平成27年度で完了しましたが、この事業は、災害時に避難所となる体育館について、地震時に落下の恐れのある吊り天井やバスケットゴール、照明器具などのいわゆる非構造部材の耐震化を図り、児童・生徒、教員等が安心して学べる施設整備に努めるものです。

平成27年度に施工した体育館は、指宿小学校、大成小学校、徳光小学校、利永小学校、開聞中学校の5校で、このうち指宿小学校、大成小学校の2校は大規模改造工事とあわせて実施しております。この事業について、学校整備室の自己評価は、2ページの中段になりますが、①今後の改革・改善の方向性は、「現状のまま継続」とし、その方向付けとしましては、先に完了した構造体の耐震化に続き、非構造部材の耐震化を、平成31年度を目途に年次的に実施し、児童・生徒・教員等が、安全で安心して学べる施設整備を図るとしました。

この1次評価に基づき開催した外部評価委員会では、委員から、工期中は生徒が不自由を感じることはないよう配慮をお願いしたい。それは資料2の1ページにあります。それから、避難所としての役割を果たすためにも、担当課との情報共有や連携を確実に行っていただきたい。原発事故を想定した避難計画については、早めに学校や地域住民への周知を図ったほうがよいと思う。学校再編の進展を考え、工事の内容や順番等を検討する必要があるのではないか等の意見をいただきました。

こうした外部評価委員からの意見を受けて、また資料1の2ページに戻りますが、二次評価では、「妥当性」・「効率性」・「有効性」については、いずれも「妥当」とし、今後の方向性については、「現状のまま継続」としたものの、方向付けの理由と改革・改善の内容としましては、「体育館は、避難所としての役割も担うことから、市長部局危機管理課との連携が必要である」と追加したところであります。

翌年度の事業計画ですが、平成29年度は、魚見小学校の非構造部材耐震化工事のほか、開聞小学校、山川中学校の実施設計を行うこととしております。これにより、平成29年度末の非構

造部材の耐震化率は76.5%になる見込みです。

今後も、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう非構造部材の耐震化をすすめるとともに、洋式化率の低い学校トイレの洋式便器の設置など教育環境の整備を図り、事業実施に当たっては、交付金や有利な起債等を活用して、費用対効果の高い事業実施に努めていきたいと考えております。

以上で、教育総務課学校整備室分の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(西森教育長)

最初に申し上げるべきでしたが、対象事業が5件ございます。5件の説明を先にしていただいて、その後、質疑をお受けしたいと思っております。

次は、学校教育課をお願いします。

(中原課長)

それでは、学校教育課の評価対象事業について、ご説明いたします。

「資料1」の3ページをお開きください。

「指宿キャリア・スタート・ウィーク」を事務事業の評価対象としてあげたところです。学校教育課で実施している指宿キャリア・スタート・ウィークは、活動を通して、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、自立の基盤となる資質・能力・態度を育てるため、平成18年度から始まっております。生徒にとっては、職場体験学習を経験することで、様々な人々との交流を通して人間関係を深めるとともに、働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めたりするなど、大変有意義な活動となっております。

現在、県内で5日間の職場体験学習を実施している学校は、31校(14%)となっておりますが、指宿市では、市内全中学校が、5日間の体験学習を実施しております。職場体験学習は、校外行事であり、事業所や地域との連携が必要となりますが、市教育委員会が事業として関わることで、学校と事業所の連携もスムーズに進められております。

今回は、事業開始から10年が経過したことから、今までの取組を再度見直し、より効果的な事業となるように外部評価委員会での事後評価を行ったものです。事務事業の担当課が自己評価する一次評価では、①今後の改革・改善の方向性は、「現状のまま継続」、今後の方針は、「手段の改善」とし、③改革・改善の内容を、「指宿キャリア・スタート・ウィークを実施するにあたり、これまでどおり、学校との緊密な連携と関係機関との会議は、継続して行う。関係機関を招く会については、更なる事業所の拡大のため、地域の事業所の代表や事業所協会等に参加を要請し、指宿キャリア・スタート・ウィークの趣旨と成果について理解を求めていく。」としたところであります。

この一次評価に基づき開催した外部評価委員会では、①学校のキャリア教育の充実及び地域・事業所等における教育への参画や社会貢献、人材育成など、とても意義のある活動である。②本事業を目的に沿ってさらに充実発展させるために、学校、事業所、教育委員会が今後も連携を図りながら、綿密な打合せを行う必要がある。③当事業では、教育委員会が市内中学校と関係機関を繋ぐ役割をしっかりと果たしており、趣旨や目的を達成する効果は大きい。④体験できる職場の内容が地域によって差が出ないようにして欲しい。等の意見をいただきました。

こうした外部評価委員からの意見を受けて、教育委員会が評価する二次評価では、①二次評価の結果である「妥当性」・「効率性」・「有効性」については、いずれも「妥当」、②今後の改革・改善の方向性は、「見直しの上で継続」、今後の方針は、「手段の改善」とし、③改革・改善の内

容に、「指宿キャリア・スタート・ウィークを学校の教育活動から、地域ぐるみで生徒を育てる活動まで高めるために、市のホームページや広報誌等で体験のねらいや意義、成果等を紹介するなどの広報活動を積極的に行っていく。」を追加したところです。

今後は、指宿キャリア・スタート・ウィークの実施、ねらいについてホームページ等で広報したり、事業所等でのぼり旗を掲げたりすることで、家庭における、職業に関する会話の促進や、事業所等における、教育への参画・社会貢献の意識を高めていきたいと考えております。

以上で、学校教育課分の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(西森教育長)

次に、社会教育課お願いします。

(中摩課長)

それでは、社会教育課の評価対象事業について、ご説明いたします。

「資料1」の5ページをお開きください。

「生涯学習フェスティバル開催事業」を事務事業の評価対象としてあげたところです。ページ中ほどの生涯学習フェスティバルの実施目的につきましては、対象を「市民や生涯学習関係団体」とし、意図を、「市民や社会教育関係団体の関係者が一堂に会し、学習成果や活動発表などを見聞することで、今後の各自の学習活動を考える機会とし、潤いと活力に満ちた豊かなまちづくりを推進する」こととしております。

次に、手段ですが、集客は市内の社会教育団体に動員をかけて行い、事業内容は郷土芸能の発表、青少年善行等の表彰、市民講座等の学習発表等を実施し、今後の学習活動を考える機会としています。指標についてですが、活動指標は、生涯学習フェスティバルの参加者数としております。生涯学習フェスティバルは市民等を対象としておりますが、実際の参加者は市民講座等の講座生と社会教育関係団体が主となっています。平成27年度の参加者総数は529名でございますが、このうち、講座生の参加者は全講座生2,315名のうち11.2%にあたる258名、社会教育団体等の関係者については514名の45%に当たる231名ということで、ほとんどが関係者となっております。当日、見学をされた動員をかけられた以外の一般の市民の方は、15名ということになっております。

成果指標は、参加者アンケート結果としております。アンケート回答者数は96人と少ないですが、ほぼ全員が良かったという結果でした。なお、参考として3年間の条例公民館での市民講座等の数と参加者数の推移をお示ししております。条例公民館が企画立案する市民講座や公民館講座等の参加者は減少傾向にある一方、市民自らが講座を設ける自主講座は増える傾向にあるところです。

次の、今後の活動展開及び波及効果については、生涯学習フェスティバル実施によって、各種講座数の増加や参加者の増加を促し、よって学びの機会を増やすことで、市民が心豊かな人生を送るとともに、生涯学習の機会で学んだことを地域づくりに生かし、地域の活性化を図れるようにするとしています。

6ページをご覧ください。

妥当性につきましては、課題有りとしております。その理由としましては、(2)をご覧ください。生涯学習フェスティバルは「例年500名以上が集まる大会ではありますが、参加者のほとんどが各社会教育団体・市民講座生等の関係者となっております。市民全体を対象としてその学習意欲を高めるといった目的性から申しますと、普段学びの場に参加する機会のない方の参加が必要と考えられるのに対し、必ずしもそのような場になっているわけではないこと、事業

と市民のニーズとの適合性については、現状がもっぱら関係者の参加であることから、検討の余地があると考えたところです。

このような事例は、他部署において実施されている環境フェスタ、ふれあいフェスタ等の市民向け事業においても同様の傾向が考えられます。したがって、市民の学習機会拡大という観点からは、他部署の事業との統合（融合）等も含め今後検討を要すると考えられるところであります。

次に、(2)の効率性については、概ね効率的としております。これにつきましては、コストの削減余地がないこと、社会教育課としての業務割合は約2.5%と低いところが主な理由です。

続きまして、(3)の有効性ですが、課題有りとしております。これにつきましては、成果指標の達成状況が下回っていること、そして、事業対象を市民等としているにもかかわらず、もっぱら関係者しか参加していない状況から、成果指標としての「市民」の定義があいまいになっているためであります。関係者以外のより多くの市民の参加を増やす必要性を強く認識していることから、課題有りとしたところです。

事務事業の担当課による一次評価ですが、見直しの上で継続としております。今後の方針として、手段の改善としております。改革・改善の内容としましては、「生涯学習の推進」という行政目的を明確化すること。言い換えますと、教育大綱にも示されている、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境づくりを行い、その成果を地域社会で生かせる取り組みを行うという観点に立つこと。そして、生涯学習への市民参画機会の拡充を行うこと。例えば、条例公民館で実施している市民講座は、参加者の年齢的偏りが大きく、60代以上が7割を超える実態があること、性別でも偏りが大きく8割が女性である現状であります。より広く市民が参画できる機会にするために、学習の幅やニーズの見極め、対象年齢層を検討すること。そして、他部署の施策事業との統合・効率化を検討することといたしました。

外部評価委員会からは、社会教育課の一次評価である「見直しの上で継続」については、概ね支持をいただいたところです。いただいた意見・提言としては、生涯学習フェスティバルは、各団体の練習成果の発表の場であり意義があるが、似たようなフェスタが他にもあるため、同日同会場で開催することで、知名度の高い人の講演会等を行うことで、市民の動員が期待できる等のご意見をいただいているところでございます。

これらの提言等を踏まえまして、教育委員会の二次評価といたしましては、「妥当性」・「効率性」について見直し必要、「有効性」について妥当とし、一次評価と同じく見直しの上で継続とし、統合と手段の改善を今後の方針としております。また、改革・改善の内容につきましては、一次評価と同じく目的の明確化と市民参画機会の拡大、市民のニーズを見極めた対象年齢や設定目的の検討と、PR機会の拡大による周知徹底に努めること。そして、他事業との統合・効率化を進めるとともに、開催日程に関しても検討することとしたところです。

最後に、翌年度の事業計画として、生涯学習の成果発表の場として活用するとともに、より多くの市民に対して、生涯学習に取り組むためのきっかけ作りの場として位置づけられるよう、従来の文化祭と合同で実施する形の見直しを含め、より効率的な実施を検討するといったしました。

以上で、社会教育課分の事務事業の点検・評価についてご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(西森教育長)

次に、スポーツ振興課お願いします。

(今村課長)

スポーツ振興課は、市駅伝競走大会の開催について、評価をお願いしたところでございます。

それでは、資料1の7ページ、8ページの事務事業評価シートに基づきまして、主なところを説明させていただきます。

1の事務事業の実施の中の目的の対象は、小学生から社会人までの、主に指宿市民としております。意図は、健康な身体づくりと、市民相互の親睦・融和を図り、スポーツ活動の意欲を盛り上げるとともに、学校・社会体育の振興を図るとしてしております。指標のところにございますように、ここ3年間の参加状況につきましては、24から29チームとなっております。一番下の事業費につきましては、お示しのとおりで、本年度予算で34万6千円でございます。

次のページをご覧ください。

2の事務事業の評価でございます。まず、(1)の妥当性では、「課題あり」、義務的要素は「無し」としてしております。判断の理由・根拠としまして、①参加された皆さんにとっては、走り終わった後の達成感が得られ、参加者相互の親睦が図られていると思っております。一方で、②の後半にございますように、特に小・中学生の日程調整等が難しいところがございます。3番目に、場所の関係で、参加チームの関係者以外の応援が少なく、合併前の、旧市町で開催されていた、市内・町内一周駅伝のような、市民、町民が沿道で応援するような賑わいが無いのが現状でございます。

(2)の効率性では、効率的とし、コスト削減の余地はないとしております。判断の理由・根拠としましては、最小限の予算で運営していると考えております。今年度においては、要項の見直しをし、新たな部門を設けたため、一時的に予算が若干増加しておりますが、同時に予算内容を精査し、報償費、消耗品等必要なものを最小限にとどめるよう見直しも行なったところでございます。

(3)の有効性のところでは、課題ありとし、成果指標値の達成状況は、ほぼ達成としております。その判断の理由・根拠は、参加チーム数の増加という面では達成していると言えそうですが、普段運動をしない方々への参加の促進が課題であると考えております。市民相互の親睦・融和の面からランニング感覚で気軽に参加できる大会にしていきたいところがございます。ただし、スポーツ活動の意欲を盛り上げるという観点と、事業内容が駅伝であることから、現在の競技志向も残していく必要があると考えております。

次に、大きな3番、改革改善の方向性でございます。担当課による一次評価では、見直しの上で継続、今後の方針は手段の改善としており、その方向付けの理由は、市内・町内一周駅伝時代から、市民体育祭と同様、市のイベントとして定着しており、また、競技力向上もスポーツ振興課の施策の一つであるため、大会内容を見直し、普段運動をする機会が少ない方々への参加の促進とのどちらの要素も兼ねた大会にしたいと考えたところでございます。

改革・改善の内容は、お示しのとおりで、①要項を見直し、現在の競技志向の部門を残しつつ、新たに、誰でも参加しやすい部門を設けることと、②企業や団体等への周知を図って、たくさんの方に参加いただきたいとしたところでございます。

この一次評価に対しまして、外部評価委員の皆様からの意見・提言をいただきました。資料2の4ページにございます。特に広報が足りないという意見を多くいただきました。このほか、参加者を増やすために、新しいコースの検討、スポーツ教室の導入、他のイベントとの合同開催、距離の検討など、様々なご意見等をいただきました。

これらの意見・提言を踏まえまして、教育委員会の二次評価といたしましては、「妥当性」・「効率性」・「有効性」については共に妥当とし、1次評価と同じく見直しの上で継続とし、今後の方針を手段の改善としております。その内容としましては、要項の見直しにより、健康づくりや、競技力向上を目指す人など、様々な目的の人が参加できる大会になる可能性があるた

め、内容を見直した上で継続していくとしております。

最後に、翌年度の事業計画といたしまして、楽ランの部の広報に力を入れ、参加チーム数を増やすことと、各地区への案内文書の発送や、企業へのポスター掲示依頼等、周知を徹底するとしたところがございます。

評価シートの説明は以上ですが、実際、今年の大大会から要綱を見直して実施しましたので、これまでとの変更点をご説明させていただきます。まず、出場規定でございますが、これまで、指宿市民、指宿市に職を有している人、市内の高等学校に在学している生徒としておりましたが、これを、指宿市民及び指宿市にゆかりのある人と改めまして、例えば、指宿市を拠点としているクラブチーム等に所属している人、それから、市内の小、中、高等学校を卒業した人を新たに加えまして、鹿児島市など指宿市以外に住む本市出身の皆さんにも故郷のイベントを楽しんでいただきたいという狙いで変更いたしました。

また、これまでの部門は、小学生の部と一般の部の2部門でございました。小学生の部は7区間で、走る距離は、1区と最終7区が2キロ、2区から6区が1キロの合計9キロでございます。また、一般の部も同じく7区間で、走る距離は1区のみ3キロ、2区から7区が2キロの合計15キロでございます。これに、今年から楽しく気軽に走っていただくという意味の「楽ラン」の部を設けました。距離は小学生と同じ9キロであります。チーム構成は5人から9人までと自由にし、1人1キロずつ9人で走ってもかまいませんし、極端な例を申し上げますと、1人が5キロを走って、残りの4人は1キロずつというのも有り得ます。今年4チームの参加でありました。「上吹越地区__君に届け隊」という地域の仲間のチーム、「いぶすきスポーツクラブの指導者と陸上教室の子どもさん」で構成するチーム、「指宿マスターズ」という少し、お歳を召された去年まで一般の部で出場していたチーム、もう一つは、「イッシーズ9」という警察署職員チームで、こちらは、防犯啓発ののぼり旗を最初から最後まで掲げて、PRをしながらの参加でございました。

来年度は広報に力を入れまして、例えば家族で、あるいは学校の先生と児童生徒の組み合わせや、たまには同級生で参加しようとか、そういう方々に参加していただけるよう取り組んでみたいと考えております。

以上で、ご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(西森教育長)

次に、給食センターお願いします。

(下吉課長)

それでは、学校給食センターの評価対象事業について、ご説明いたします。

資料1の9ページをお開きください。

事務事業名は、「指宿『旬』野菜の日」の設定であります。本事業は平成24年度から取り組み、今年で5年目であります。

1. 事務事業の実施の中で、対象は、指宿市内の児童・生徒であります。学校給食を通して、指宿の「旬」の野菜の魅力や、「食」の安全、「食」の選び方・組合せなどを学ぶことを目的としており、地域食材に対する愛着を高め、「食」について、子どもたちが自ら考える習慣を身につけることを意図としております。

手段としまして、給食献立に、毎月「指宿市『旬』野菜の日」を設定し、指宿産の農畜産物を提供するとともに、学校では、食に関する授業や交流給食等を実施していくこととしております。

次に、活動指標としては、農業関係機関と給食センターによる「学校給食における食育推進

検討会」を開催し、給食に提供できる「旬の食材」の選定を行っております。また、学校においては、生産者等を招いて野菜等の育て方などを直接説明していただいたり、生産者と交流給食を実施したり、「食」に関する知識などを深めさせるため、栄養教諭による授業を実施しているところです。

成果指標としては、実際に提供した食材と献立名、交流給食の実績を挙げております。波及効果としまして、指宿の旬の野菜の魅力を子どもたちに発信することで、地域食材に対する愛着や、食材の知識が身につくことを期待しております。

10 ページをご覧ください。

2. 事務事業の評価の(1) 妥当性の部分では、食育の観点から、農業関係機関と給食センターによる「学校における食育推進検討会」の開催や、食育指導の授業は、給食センターとしても関与する必要があると考え、妥当としたところです。

(2) 効率性では、JAいぶすきの協力をいただき、地元産の「旬」の野菜が安定的に供給されています。また、農政課では、食育・地産地消推進費を予算計上しており、農畜産物の地産地消の推進を担っていることから、効率的で、削減の余地はないとしたところです。

(3) 有効性では、旬の食材を提供することや、授業を実施することで、指宿産の旬野菜の魅力や、「食」の安全、「食」の選び方、組み合わせなどを学ぶことができること、また、生産者と交流給食を行うことで地域食材に対する愛着が高まること、さらに給食だよりを通じて保護者も地産地消に関する知識が深まる機会にもなっていることから、有効であるとしています。

以上のことから、事務事業の担当課による一次評価では、現状のまま継続としております。改革・改善の内容としては、指宿「旬」野菜の日の取組みを通して、食育指導を充実するための仕組みづくりが必要としております。

この一次評価に対しまして、外部評価委員会からは、資料2の5ページにございますように、総じて、指宿「旬」野菜の日の取り組みについては、高い評価をいただいたところです。一方、更なる食育指導の充実を図る観点から、食に関して専門知識を有する栄養教諭による授業は必要であるとの意見もいただいたところでございます。これらの提言等を踏まえて、教育委員会の二次評価といたしましては、「妥当性」・「効率性」・「有効性」については、いずれも「妥当」とし、「現状のまま継続」としております。

改革・改善の内容としましては、「指宿『旬』野菜の日」の取組みを通じて、食育に対する意識向上が見られるため、引き続き実施していく。また、学校から授業や交流給食などの要請が年々増えてきており、栄養教諭が依頼校へ出張しやすいように、「旅費について市費での対応を継続する」としたところです。

最後に、翌年度の事業計画については、今後も「指宿『旬』野菜の日」の取組みを継続していくこととし、提供する野菜の種類などについては、これまで同様に農業関係機関で組織する「学校給食における食育推進検討会」の中で協議していくこととしたところです。また、予算要求の方向性については、現状維持でございます。

以上で、学校給食センターの事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいま、5つの事業について点検・評価の報告をいただきました。どの事業からでもけっこうですが、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

スポーツ振興課に質問ですが、駅伝の参加チームが小学生と一般の2つの説明でしたが、中

学生は一般に入るのですか。それとも、小学生に入るのですか。

(今村課長)

中学生は、一般の部に含まれております。

(七夕委員)

分かりました。

(西職務代行者)

生涯学習フェスティバルについてお尋ねですが、他の日程の見直し、他の環境フェスタやふれあいフェスタ等との統合を考えているというようなことをおっしゃいましたけれど、統合・拡充ということで3つを一緒にするという形で、何か進んでいることや、現状として何かしていこうという動きがありましたら、教えていただきたいと思います。

(中摩課長)

今年度におきましては、この評価をしている最中ではございましたけれども、図書館フェスティバルとの合同で生涯学習フェスティバルを開催しました。ご承知のとおり、内容も読書について、という形でございました。こちらに例示しているふれあいフェスタであったり、福祉系のフェスティバル関係との合同というのは手探り状態でございます。例えば、出水市の事例で言いますと、こうした生涯学習フェスティバルと福祉関係等のフェスティバルとが合同でしている事例等もございます。

外部評価委員の意見の中に、有名な講師を呼べば動員力も高いのではないかという意見もありました。予算的な限界もありますので、そういった方法を考えるのであれば、いくつかのフェスティバルを合同でという考え方もあるのではないかと。来年度の課題として、他のフェスティバルとの合同というのは、今後、模索していきたいというのはあるところです。

(西職務代行者)

同じような時期に、同じようなものが毎週あるような感覚が、私の中ではあります。やはり、そういうのを参加される方も、その一つのものに限らず、いろいろなものを見聞きするようなフェスティバルであればいいなと思いますので、いろんな形で連携・統合が上手く進んでいけばいいかなと思います。

(七夕委員)

学校給食センターに質問ですが、事務事業の実施・目的に「子どもたちに旬の指宿野菜の魅力と食の安全」とありますけれど、この食の安全は何を基準にして、このような安全と言っているのかを、分かる範囲内で教えていただければと思います。

(下吉課長)

生産者の顔が見えるというのが、まず安全の第一だろうという風に考えております。そういう中で、この旬野菜については、JAいぶすきさんとの取引の中でしているということ、地元の生産者の顔がはっきりと見えるということで、この日は特化して、こういう事業を行っております。普段でも、やはり食の安全という意味では、仕入れたものに対して、栄養教諭が毎日チェックをしながら、納品をさせていただいているという状況です。

(西森教育長)

本日の評価等をまとめていただいて、議会の方に報告をするという手続きになっていきます。他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 議案第48号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2 議案第48号については、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第3 報告第19号「平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）教育費の決定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第3 報告第19号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）教育費の決定について、報告申し上げます。

資料の21ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）教育費を別紙のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

25ページをお開きください。

平成28年度 指宿市一般会計補正予算（第13号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,966万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を265億9,709万9千円とするものです。

第2条では債務負担行為の補正であります。

29ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正のうち、教育委員会所管分は、指宿総合体育館大規模改修事業として、平成29年度に12億7,814万5千円を追加したものです。

指宿総合体育館は、老朽化が進んでいることと併せまして、平成32年「かごしま国体」のバドミントン競技会場となることから、国体施設基準を満たすため、本年度、設計業務を実施し、来年度、大規模改修工事を予定していたところです。計画では、平成29年6月議会で工事に係る契約議案の議決をいただいた後、7月を目途に工事に着工する予定としておりましたが、去る9月20日の台風16号の襲来により、窓ガラスの破損や屋根2箇所大きな穴が開くなど甚大な被害を受けたことなどにより、現在、利用できない状況となっています。市民等におかれましては、一刻も早い開館を望む声も多くありますので、大規模改修工事の着工時期を当初予定の29年7月から前倒しして、29年4月頃から実施しようとするため、今回、債務負担行為補正を追加したところであります。

債務負担行為額 12 億 7,814 万 5 千円の内訳は、工事請負費 12 億 5 千万円、これに係る確認申請等収入証紙代としての役務費が 14 万 5 千円、工事監理業務としての委託料が 2,800 万円でございます。

28 ページにお戻りください。

款 9 教育費は、200 万 2 千円を減額し、歳出の総額を 22 億 7,690 万 5 千円にするものです。次に、予算に関する説明書に基づき説明いたします。

教育委員会所管分に関する歳入はございませんでしたので、歳出について説明いたしますので 36 ページをお開きください。

款 9 教育費 項 1 教育総務費から次のページの項 7 保健体育費までの各目に人件費を計上しておりますが、これは、10 月 1 日に行われました人事異動による予算等の整理及び標準報酬月額改定の伴う人件費の増減であります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

スポーツ振興課長さん、現在の体育館の現状について説明をお願いします。

(今村課長)

台風が過ぎて、ご存知のとおり大きな被害を受けましたが、10 月 2 日までに穴を塞ぐ応急処置をしました。ところが、屋根全体に被害が及んでおりまして、雨漏りがずっと続いている状態でございます。これに対しまして、現在、災害復旧工事として 12 月いっぱい終わる工事を発注しまして、屋根 2 箇所を完全に塞ぐ作業と、屋根全体の雨漏りがないようにする施工をし、予定より早く終わり、12 月 22 日からトレーニングルームだけ使えるようになりました。翌日の 23 日から、それにプラスしましてバトミントンコート 4 面程度と、2 階の卓球場の全てが使えるようになりました。

菜の花マラソンの受付・休憩会場としましても、例年どおり使っていただけることとなります。その後も 3 月いっぱい、今、申し上げました、バトミントンコート 4 面、トレーニングルーム、卓球場は使っていただけますが、先ほど部長からの説明にもございましたように、一刻も早く体育館改修を終わらせるということで、4 月から大規模改修に入りますので、12 月いっぱいまでは再び、全く使えない状態になるということでございます。

(西森教育長)

台風被害後の状況についてご説明をいただきましたが、できるだけ市民の皆さん方が利用できるようなことも検討しながら、部分的にはありますが改造しているという状況がございませぬ。事業の主旨、補正予算等よろしいでしょうか。

できるだけ国体も考えながら、または市民の利用等も不便をかけないようにということで、業務を進めさせていただきたいと思っております。

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第 3 報告第 19 号は終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第 4 報告第 20 号「平成 28 年度指宿市一般会計補正予算（第 14 号）教育費の決定

について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第4 報告第20号 平成28年度指宿市一般会計補正予算(第14号)教育費の決定について、報告申し上げます。

資料の38ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、平成28年度指宿市一般会計補正予算(第14号)教育費を別紙のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

42ページをお開きください。

平成28年度 指宿市一般会計補正予算(第14号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,155万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億6,865万4千円とするものです。

45ページをお開きください。

款9教育費は、543万9千円を増額し、歳出の総額を22億8,234万4千円にするものです。次に、予算に関する説明書に基づき説明いたします。

教育委員会所管分に関する歳入はございませんでしたので、歳出について説明いたしますので51ページをお開きください。

款9教育費 項1教育総務費から次のページの項7保健体育費までの各目に人件費等を計上しておりますが、これは、給与改定に伴う人件費等の増であります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4 報告第20号は終了いたします。

議事(非公開)

日程第5 報告第21号

「平成28年度鹿児島県教職員人事異動内申について」

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

(七夕委員)

先日、開催されました12月の市議会定例会を傍聴しての質問が1件と、それに関連しての質

問が2件ありますので、よろしくお願いたします。

まず、12月の市議会定例会において「開聞地域における小中学校の再編への対応に関する陳情書」が採択されました。陳情書内容は「開聞地域における小中学校の再編の方向性を定めることについて、拙速な判断を行わず極めて慎重な対応をすること」と「地域住民の要請の有無に関わらず、当局自らが積極的に集落や小学校区ごとなどの小単位での細やかな説明会や検討会を開催し、地域住民や保護者への幅広い情報提供と説明責任を果たすこと」の2点が陳情されておりました。このことについて、今後、どのような対応を行うのかをお尋ねいたします。

(西森教育長)

教育長報告のところでも報告を申し上げましたが、議会の方に陳情が出されて採択がされました。内容等につきましては、資料で確認をいただきたいと思います。

ただいまの質問に対しまして、回答・説明をお願いします。

(前菌室長)

陳情書が採択されたことは、真摯に受け止めております。

陳情書にある「開聞地域の小中学校の再編の方向性を定めることについて、拙速な判断を行わず、極めて慎重な対応をすること」についてであります。一定の方向性は、議会でも答弁しておりますとおり、本年度末を目途にお示ししたいと考えております。

しかしながら、この方向性については、現在、「望ましい学校づくり推進委員会」で意見をいただいている最中であり。また、一定の方向性を示した段階においても、それが決定ではなく、その後、広く保護者や市民の意見を聞く機会を設け、場合によっては見直しも必要になるかと考えております。

次に、「地域住民や保護者への幅広い情報提供と説明責任を果たすこと」については、現段階では、まだ方向性を示すための審議途中であることから、方向性を示してから情報提供になるかと考えております。なお、平成27年度まで設置した「学校のあり方について考える会」では、広く市民に呼び掛けて、説明会や検討会を開催してきたところです。

しかしながら、現時点で不安をお持ちの保護者や市民もいらっしゃることから、事務局では、PTAの会合などあらゆる機会を捉えて、現状や今後のことについて説明をさせていただいているところでございます。

(七夕委員)

次に2件目ですが、先日、陳情書提出に関わった人から尋ねられたのですが、今年設置した「指宿市望ましい学校づくり推進委員会」の委員は、地域代表者やPTA代表者、学校代表者などですが、委員は、所属する組織の意見を集約していないとのことでした。また、ある委員からは「推進委員会の会議の内容は公表できない」という発言があったらしく、市民は結果しか知らされていない状況となっているということでした。

そこでお尋ねします。推進委員会の委員は、所属する組織の意見を集約して、会議に参加しているのですか。それとも、個人の意見をもって参加しているのですか。

(前菌室長)

「望ましい学校づくり推進委員会」の委員は、地域代表、保護者代表、学校長などで構成しておりますが、委員の選考に当たっては、地域代表は、各地区自治公民館長、区長などに、保護者代表は、PTA会長に、その他の代表についてもその団体の長に推薦を依頼し、推薦のあった団体の構成員である個人を教育委員会が委嘱をしているところです。したがって、推

進委員会の各代表は、その団体の代表として、意見を集約して会議に参加することを求めてはならず、個人の意見をもって参加していただいております。

なお、「推進委員会の会議内容は公表できない」というある委員の発言についてであります。推進委員会では、会議の内容は機会を捉えて議論していただきたいと思っております。

(七夕委員)

3件目の質問をいたします。これも、陳情書提出に関わった人から尋ねられたのですが、開聞地域における小中学校の再編に関することについて、誤った情報が広まっているとのことから、保護者や地域住民が正確な情報を得るために、推進委員会の会議録をホームページなどで公開し、市民に広く周知することはできないかお尋ねします。

(前室長)

推進委員会の会議録をホームページなどで公開することについてであります。今後、推進委員会に公開すべきか、非公開とすべきかを諮る必要があると考えております。なお、推進委員会の現状について、伝えるべき必要な事項については、PTAなどの会合など、機会を捉えて説明をさせていただくことにしております。

(七夕委員)

分かりました。

(西森教育長)

これまでに説明に出かけられた状況がありましたら、ご紹介をお願いします。

(前室長)

現在、各小学校PTAあるいは保育園、そういった所に、こちらの方から出かけていきまして、現状や今後のことについて説明をさせていただいております。開聞小学校のPTAでは、臨時総会の場で説明をさせていただきました。それから、慈光保育園、山川保育園に行きましたが、お遊戯会の時でしたので、たくさんの保護者の方が集まる所で説明をしております。後、先日、魚見小学校のPTAで、公民館にて親子会が開催されましたのでその中で説明をさせていただきました。

なかなか時間もとれない所もありまして、説明だけで終わってしまうということもありましたが、重要な問題でありますから、興味をもってくださいということと、今後、住民説明会を開催する時は、ぜひ参加もしてくださいというお願いもしているところであります。

(西職務代行)

山川保育園で説明されている場に、ちょうどおりましたので聞かせていただいております。この陳情書の中では、説明が足りないという意識で言っているから、お話をたくさん聞きたいのではないかと思います。いろいろな所でお話をするのは大変かと思いますが、ぜひ続けていただきたいなと思います。

それから今、七夕委員がおっしゃったことの中で、間違った情報が流れているというのがありました。それは一体何なのですか。

(七夕委員)

僕が聞いたところによりますと、もう学校をつくる場所が決まっているとか、もう開聞と山

川は小中一貫校も再編も決まっているという、こういった情報が間違っただけの情報に値すると思います。

(西職務代行者)

分かりました。

(西森教育長)

市民の皆さん方の関心が高いということと、説明会には参加して下さらないという、矛盾したことも感じます。教育委員会事務局としては、このことについて一つの方向性が示されたら、教育委員会に議案として上程して、この教育委員会でまず決定がなされることとなります。そういうことが議案として上って審議がなされていませんので、ある面では教育委員会としては何も決まっていませぬということではないかと思ひます。市民からの問い合わせ等がありましたら、まだ教育委員会の議案として、何も審議はしていません。だから決定もないはずですよというような、ご説明をしていただければと思ひます。

その他で何かありませんか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成28年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。